

平成21年 No.4

東京学芸大学再入学に関する内規の一部を改正する内規

制定理由

授業料滞納による除籍者の再入学を許可することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成21年 1月28日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学再入学に関する内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

平成21年 1 月29日

国立大学法人東京学芸大学長

鷺 山 恭 彦

東京学芸大学再入学に関する内規の一部を改正する内規

東京学芸大学再入学に関する内規（昭和53年 9 月 7 日制定）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学再入学に関する内規の一部改正について

改正理由：授業料未納による除籍者の再入学を許可することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>1 国立大学法人東京学芸大学学則（平成 16 年学則第 2 号。以下「学則」という。）<u>第 39 条の規定に基づく再入学</u>については、この内規の定めるところによる。</p> <p>2 再入学志願者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出るものとする。</p> <p>(1) 再入学願書（本学所定の用紙）</p> <p>(2) 再入学調査書（本学所定の用紙）</p> <p>(3) 健康診断書（本学所定の用紙）</p> <p>(4) 退学前（<u>学則第45条第3号の規定により除籍となった者</u>にあつては、<u>除籍前</u>。以下同じ。）の成績証明書</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この内規は、平成 21 年 1 月 29 日から施行する。</p>	<p>1 国立大学法人東京学芸大学学則第 39 条の規定に基づく再入学に関しては、この内規の定めるところによる。</p> <p>2 再入学志願者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出るものとする。</p> <p>(1) 再入学願書（本学所定の用紙）</p> <p>(2) 再入学調査書（本学所定の用紙）</p> <p>(3) 健康診断書（本学所定の用紙）</p> <p>(4) 退学前の成績証明書</p> <p>〔省略〕</p>